

令和2年度第2回環境基本計画小委員会 議事録

招集の期日	令和3年3月24日（水）		
開催の場所	埼玉会館 3C会議室 （さいたま市内）		
開閉の日時	開 会	3月24日	午後2時00分
	閉 会	3月24日	午後3時57分
出席状況	<p>委員数 8人 出席委員 8人</p> <p>浅見 真理 国立保健医療科学院 生活環境研究部 上席主任研究官 磐田 朋子 芝浦工業大学 准教授 四ノ宮 美保 埼玉県立大学 准教授 袖野 玲子 芝浦工業大学 教授 横田 樹広 東京都市大学 准教授 小島 直子 (公財) 埼玉県生態系保護協会 普及広報部 上席主任 吉川 尚彦 埼玉県生活協同組合連合会 代表理事・会長理事 田口 義明 公募委員</p> <p>欠席委員 0人</p>		
概 要			
1	開 会		
2	あいさつ		
3	議 事 次期環境基本計画（素案）について		
4	閉 会		

令和2年度第2回環境基本計画小委員会

令和3年3月24日（水）

午後 2時00分開会

○司会（赤松） 皆様、大変お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから令和2年度第2回環境基本計画小委員会を開会させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます埼玉県環境部環境政策課副課長の赤松でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、こちらの会場とリモートによる開催で進めさせていただきます。

まず、リモート出席の方々に対し、会場の設営について説明させていただきます。お配りしました席次表を御覧ください。会場にいらっしゃる浅見委員、小島委員、田口委員におかれましては、それぞれウェブカメラ付のPCを配付しております。会場という名称になっている映像は、席次表中のカメラと書かれているところからの映像で県側が映っております。ハウリング防止のため浅見委員、小島委員、田口委員のPCは音声をオフにし、会場のマイクで拾うこととしている都合上、リモート出席の皆様がスピーカービューにしている場合、浅見委員、小島委員、田口委員が映りません。つきましては、リモートで参加されている皆様におかれましては、ギャラリービューで御覧いただくことを推奨させていただきます。

では、最初に資料を確認させていただきます。議事資料及び参考資料につきましては、事前にメールでお送りさせていただきました。議事資料は、資料1、次期環境基本計画（第1～4章）案、資料2、次期環境基本計画施策体系（案）、資料3、次期環境基本計画第5章（案）、資料そのものには第5章、実施施策と記されているものになります。以上の3点でございます。

参考資料は、参考1、第1回環境基本計画小委員会での御意見及びその対応について、参考2、次期環境基本計画における指標の検討状況、参考3、第9次埼玉県廃棄物処理基本計画の概要、こちらにつきましては昨日、メールでお送りしたPDFは、開いていただきますと右肩、ヘッダーが資料3となっておりますが、参考3の誤りでございます。大変失礼いたしました。参考資料につきましては、以上3点でございます。

また、これらの資料とは別に、次第、席次表、環境基本計画小委員会名簿、埼玉県環境審議会規則もお送りさせていただいております。お手元にこれらの資料を見ることができない方がいらっしゃいましたら、挙手でお知らせください。いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

リモートの方におかれましては、音声聞こえにくいなどお困りのことがありましたら、挙手またはチャットでお知らせいただければと思います。

それでは、ここで環境未来局長の安藤から御あいさつを申し上げます。よろしくお願いいたします。
○安藤環境未来局長 環境未来局長の安藤でございます。

本日は、年度末のお忙しい中、またコロナ禍の中でリモートの皆様方をはじめとして、浅見委員長をはじめ皆様方にはお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様方には、この環境審議会での御指導はもとより、それぞれのお立場で県の環境行政に御指導賜っておりますことをこの場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げます。

ちょうど今の時期ですけれども、1年前からコロナの関係により緊急事態宣言ということで、4月7日からだったかと思えますけれども、東京、埼玉はじめ7つの都府県において宣言がされて、もう約1年になってまいります。もともとは中国でというような話でありますけれども、本当に人の動きがグローバル化しているという中で、世界に伝播した非常に大きなエポック、人類的にもといいますか、大きなエポックなのかと思っておりますし、このグローバルということに関しましては、環境の分野も全く同じなのかと思っております。地球環境問題もありますし、またそれを身近なところに引きつけて考えるということが、非常に廃棄物の関係も含めて大事なのかと思っております。次第でございます。

本日は、小委員会ということで次期環境基本計画の素案をお示しさせていただいております。前回の1月29日の日には、委員の皆様方からの多数の御意見をいただきまして、その御意見等を反映させていただきまして、本日改めてお示しをさせていただいたところでございます。

この環境基本計画ですけれども、長期的な目標を見据えながら、今後5年間に取り組むべき施策をまとめるということで、県の環境施策の指針でございます。一方で県の総合計画で5か年計画というものがございます。環境だけではなくて、福祉ですとかいろいろなことをまとめた計画がございますけれども、その計画の改定と併せて、環境基本計画はその下位計画に位置付けられておりますけれども、一方で議会の議決もいただくという大変重要な環境基本計画でございます。

ぜひ委員の皆様方には貴重なお知恵をいただきながら、これから後世にも大事な計画になってまいりますので、まさに今の時代を生きる私どもが、しっかりと長期的な視点も見ながら計画、それから実際に取り組んでいくということが大事かなと思っております。お知恵をいただきながらまとめていきたいと思っておりますので、引き続きの御指導を賜りたいと思っております。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○司会（赤松） ここで発言の方法について説明いたします。

会場出席、リモート出席の方ともに、発言の際は、まず挙手をしていただくようお願いいたします。指名されましたら、会場出席の方はマイクのボタンを押し、赤く点灯したことを確認してから発言してください。発言が終わりましたら、もう一度ボタンを押し解除してください。リモート出席の方は、発言される時のみ音声をオンにし、発言をしないときは音声を常時オフにしておいてください。接続の安定性を確保するため、御協力よろしくお願いいたします。

本日の会議は、委員8名全員が出席されております。埼玉県環境審議会規則第8条第6項の規定により、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

それでは、埼玉県環境審議会規則第8条第5項の規定により、委員長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行を浅見委員長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○浅見委員長 どうもありがとうございます。それでは、議事を進行いたします。リモートの先生方もどうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

環境については、ダイナミックにいろいろ変わろうとしている中で、基本計画の御相談をさせていただくことができ、非常に幸甚に存じます。ぜひ今日も活発な御意見をいろいろお伺いできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

会議の公開でございますが、環境審議会は原則として公開するとされておりますので、当小委員会でも同様に公開にさせていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○浅見委員長 それでは、会議の公開を認めます。

傍聴者の方いらっしゃいますか。

○司会(赤松) 傍聴者の方は3名いらっしゃいます。

○浅見委員長 それでは、お入りいただきください。

(傍聴者入場)

○浅見委員長 大変お待たせいたしました。ありがとうございます。

これから審議を始めたいと思いますが、議事録署名委員の指名を行いたいと思います。

埼玉県環境審議会規則第10条第2項によりまして、本日の議事録署名委員お二人を指名させていただきたいと思います。

袖野委員、小島委員にお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○小島委員 はい。

○浅見委員長 よろしくお願いたします。

小島委員におかれましては、本日、会場のほうに来ていただいておりますので、あと袖野委員、リモートでよろしくお願いいたします。

それでは、次第に従い、3、議事に入ります。

本日の議題は、次期環境基本計画素案についてです。それでは、県から説明をお願いいたします。

○佐藤環境政策課長 環境政策課の佐藤でございます。それでは、着座にて御説明をさせていただきますと思います。恐縮です。

次期埼玉県環境基本計画の策定についてですが、資料の1から3の順に御説明をさせていただきます。

最初に、資料の1、次期環境基本計画第1から第4章の案についてでございます。第1回の小委員会におきましては、委員の皆様方から本当に多くの貴重な御意見を賜りまして誠にありがとうございました。事前に個別に修正の趣旨についてはお示しをさせていただき、あとは全体像もお示しをさせていただいたところでございますけれども、御意見を踏まえて資料を修正させていただいたところでございます。

修正の概要につきましては、参考の1、第1回環境基本計画小委員会での意見及びその対応について、こちらにまとめてございますが、先ほど申し上げましたとおり、個別に御説明をさせていただいているところもございますので、説明については、本日は割愛をさせていただきたいと思っております。

続きまして、資料の2、次期環境基本計画施策体系（案）を御覧ください。第1回小委員会において御覧いただいた今後の施策について、施策ごとに主な取組をお示しいたしました。主な取組の数は、全部で121ございます。そのうち新規の取組が8、拡充する取組が8ございます。新規または拡充する取組につきましては、次の資料3の中で併せて御説明をさせていただきたいと存じます。

ここで、資料2の中で、今後の施策について第1回小委員会から変更した部分について御説明いたします。今後の施策の13のところでございますけれども、こちらは前は「身近な緑の創出の推進」としておりました。こちらについて「身近な緑の創出及び基盤づくり」と名称を変更させていただきまして、施策の幅を広げる表現といたしました。基盤づくりにつきましては、例えば右側の主な取組の47、緑やSDGsを学ぶ環境の整備などが該当するところがございます。中身につきましては、また資料3のところ御説明をさせていただきます。

続きまして、資料の3、次期環境基本計画第5章、こちらの実施策（案）について概要を御説明させていただきます。

先ほどの資料2の今後の施策及び主な取組について、9つの施策の方向ごとに現状と課題、将来像を取りまとめて一覧にしたものでございます。まず、施策の方向1、気候変動対策の推進です。

(1)、現状と課題を御覧ください。県では、令和2年3月に埼玉県地球温暖化対策実行計画第2期を策定しておりまして、令和12年度、2030年度における温室効果ガス排出量を平成25年度、2013年度比で26%削減することを目指しております。平成30年度で平成25年度比12.1%減ということで順調に進んでおりますが、引き続き努力していくことが必要でございます。

再生可能エネルギーなど地域の特徴を踏まえた多様な供給力や蓄電池を組み合わせ、効率的に活用するエネルギーの地産地消を通して、脱炭素化や非常時におけるエネルギー供給の確保を図る必要があります。また、温室効果ガスの削減を図る緩和策と気候変動の影響に対応する適応策の取組を共に進めていく必要がございます。

(2)の将来像につきましては、地球温暖化対策実行計画でも掲げている脱炭素社会の実現及び気候変動に適応した持続可能な社会の実現に向けた取組が進んでいることを挙げています。

また、新築住宅で再生可能エネルギーと蓄電池の利用が促進されるとともに、レジリエントの強化が図られ、企業では太陽光や風力で発電した電力の購入等、再生可能エネルギーの利用によるCO₂オフセットが進んでいる状況を目指します。

(3)、今後の施策と主な取組につきましては、新規や拡充の取組を中心に御説明いたします。

まず、行が左側に順次書いてあるのですが、この43行目の取組9、EV・PHVなど電動車の普及促進につきましては拡充いたします。昨今の世界的な潮流を鑑み、次世代自動車の中でもEV・PHVなどの電動車の普及拡大を図ります。当面は市町村の公用車への率先導入の働きかけや自動車メーカー等と協力した普及啓発などを進めてまいります。

次に、52行目、取組16、使用エネルギーの非化石価値化の推進について、これは新規の取組でございます。県内で発電された再生可能エネルギーの環境価値を県内企業に提供する、いわゆる再エネ環境価値の地産地消を進めます。これは主な取組2番、34行目でございます目標設定型排出量取引制度にも活用可能な取組です。

次に、53行目、取組17、災害時に活用可能な太陽光発電設備などの導入支援については拡充いたします。公益的施設に太陽光発電等を設置し、災害時に地域住民への電源利用の提供を行う事業について、県内全域への普及を目指します。

次に、59行目、取組21、気候変動に関する情報収集と情報提供については拡充します。気候変動適応法が施行され、県では県の環境科学の総合的中核機関である環境科学国際センターを地域気候変動適応センターに位置付けました。気候変動に関する情報収集とともに、実態データや将来情報など積極的に提供していきたいと考えております。

続きまして、施策の方向2、資源の有効利用の推進です。こちらは2月10日に環境審議会でご審議いただきました第9次埼玉県廃棄物処理基本計画と整合を取るような形で作成しています。

(1)、現状と課題を御覧ください。平成30年度の県内の一般廃棄物の搬出量は前年度と同量であり、ごみを出さないライフスタイルの定着のさらなる推進が必要です。また、産業廃棄物についても引き続き発生量の抑制や減量化、リサイクルの推進が必要です。さらに、食品ロスの発生抑制とともに、プラスチックごみの一括回収等、循環利用を図り、さらに新たに建設する焼却施設では、発生する熱を発電に利用するなど廃棄物をエネルギー源として有効活用する必要があります。

(2)の将来像については、3Rが徹底され、物を有効に使う無駄にしないという意識がより浸透し、限られた天然資源を生かし、後の世代もその恩恵を受けられるような仕組みが構築されようとしている状況を目指します。また、使用済みの資源が適正に分別され、再生利用可能なものはリサイクルされている状況を目指します。

(3)、今後の施策と取組ですが、35行目、取組23、食品ロスの削減の促進については拡充し、38行目、取組25、プラスチックを資源とした循環的利用の推進については、新規の取組でございます。いずれの取組も2月に御審議いただいた第9次埼玉県廃棄物処理基本計画に合わせて、本計画においても重要な位置付けであることを表しています。指標達成に向けて様々な取組を実施してまいります。

続きまして、施策の方向3、廃棄物の適正処理の推進です。こちらも第9次埼玉県廃棄物処理基本計画と整合を取るような形で作成しています。(1)、現状と課題ですが、本県は首都圏に位置し、多量の建設系廃棄物の発生、プラスチックごみの増加、太陽光パネルの大量廃棄が今後も見込まれるため、廃棄物の発生抑制、リサイクル及び適正処理を推進するため、排出事業者への指導強化、廃棄物処理業者の監視指導の徹底をさらに推進していく必要があります。

また、災害廃棄物の対応としては、国、県、市町村及び関係事業者等が広域的に連携して、迅速かつ円滑に処理する体制を構築するとともに、地域のレジリエンス強化に貢献できるような廃棄物処理施設の整備を推進する必要があります。

(2)の将来像については、廃棄物の発生抑制やリサイクルが進み、不法投棄などの廃棄物の不適正処理がなく、災害発生時においても迅速かつ適正に廃棄物が処理されている状況を目指します。

(3)の今後の施策と取組ですが、45行目の取組の37、市町村による持続可能な廃棄物処理の推進については、新規の取組です。こちらも第9次埼玉県廃棄物処理基本計画に合わせた重要な位置付けであり、しっかりと取り組んでまいります。

続きまして、施策の方向4、緑の保全と創出です。(1)の現状と課題ですが、緑の保全について

は緑地率の減少、高齢化や人口減少による管理、活用されない平地林や未利用地の増加、緑の保全・創出を担うボランティアの高齢化と新たな担い手の確保が課題となっています。そのため、現に活動している企業、団体への支援に加え、新たな企業等呼び込むとともに、環境教育・啓発を通じて子供たちの緑を守る意識を育み、将来的な担い手の確保につなげていく必要があります。

新たな緑の創出については、景気の動向により緑化に対する意欲や経済的負担感が左右されるなど社会的な影響を受けやすい状況にあります。また、緑化後の維持管理に要する経費や労力も課題です。

森林の持つ水源涵養、二酸化炭素の吸収・貯蔵、生物多様性の保全など多くの機能を持続的に発展させるため、都市と山村の連携による森づくりなど森林資源の適切な管理や利用を推進する必要があります。

(2)の将来像については、市町村、企業や団体等と連携しながら、今ある優れた緑を確実に守るとともに、人にも生き物にも心地よい緑をつくり、それらの緑には多くの人々が関わり、併せて施策の方向5で取り組む生物多様性の保全についても図りつつ、環境教育などにも活用している状況を目指します。

また、多様で健全な森林が生育し、森林の有する多面的な機能が持続的に発揮されていることを目指します。

(3)の今後の施策と取組ですが、43行目の取組47、緑やSDGsを学ぶ環境の整備については新規の取組です。緑の保全・創出と親和性の高いSDGsを学べるコンテンツを作成して、情報発信するなどの取組を実施します。

次に、50行目、取組53、都市と山村の連携による森づくりについても新規の取組です。市町村が相互に連携して、山側の森林の整備や都市部での木材利用を進めるために、都市と山村の市町村間の連携を促していきます。

続きまして、施策の方向5、生物多様性の保全です。(1)、現状と課題ですが、生物多様性を悪化させる要因として、本県では特に里地里山などに対する人の働きかけの縮小、外来生物が問題となっています。このため、埼玉県生物多様性保全戦略を策定し、希少野生生物の保護や有害鳥獣・外来生物の防除に取り組んでいます。

生物多様性の保全については、認知度がまだ高くないため、より一層、県民の理解と関心を高めていく必要があります。県民一体での取組を進めるため、生物多様性保全に係る意識の醸成や地域における具体的な活動の活性化が重要です。

(2)の将来像については、県民の生物多様性への理解が深まり、希少野生生物の保護など自然環境を保全する取組が拡大し、生物多様性の保全が進んでいる状況を目指します。

(3)の今後の施策と取組ですが、34行目、取組の58、埼玉県生物多様性保全戦略の推進体制整備については拡充いたします。情報収集発信を強化するとともに、拠点機能の整備についても検討いたします。

続きまして、施策の方向6、恵み豊かな川との共生と水環境の保全です。(1)、現状と課題ですが、本県の公共用水域の水質については、アユがすめる水質、BOD3ミリグラム・パー・リットル以下の河川の割合が、令和2年度には93%と着実に改善してきています。令和元年度末の生活排水処

率は92.8%であり、令和7年度100%達成に向けて単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の加速化が必要です。

また、異常水質事故が年間200件前後発生しており、事業者、県民に対する未然防止の啓発や発生時に迅速かつ的確に対応する体制を維持していく必要があります。

さらに、川との共生に取り組む団体のメンバーの高齢化や固定化が課題となっており、持続可能な活動の支援が必要です。

(2)の将来像については、全ての生活排水が処理され、公共用水域の水質が一層改善されるとともに、豊かな水辺環境となり、土壌汚染や地下水汚染のない健全な土壌環境及び地下水質が維持されている状況を目指します。

また、埼玉の豊かな川を育む自発的な活動が、県民・企業の連携の下で多数実施・継続されており、持続可能な活動を支援する仕組みが確立している状況を目指します。

(3)、今後の施策と取組ですが、45から48行目、取組70、浄化槽台帳システムの整備、取組71、県民・企業と連携した水辺空間の活用については新規の取組、取組72、川との共生に取り組む地域団体などへの活動支援については拡充をいたします。いずれも河川に関する取組です。

効率的に合併処理浄化槽への転換を促進するため、台帳などのデジタル化に取り組みます。また、SNSを活用して県民・企業との連携により、水辺空間を活用し、環境保全を促進するリバーサポーターズプロジェクトを実施します。また、地域団体への活動支援としてサポートデスクを拡大いたします。

続きまして、施策の方向7、安全な大気環境等の確保です。(1)、現状と課題ですが、PM2.5及び光化学スモッグは、その生成機構に不明な点もありますが、原因物質とされる揮発性有機化合物及び窒素酸化物の一層の削減に努めます。また、事業者に対しては、自動車及び工場・事業場からの排出削減について、さらなる意識啓発や監視指導の徹底を図る必要があります。

化学物質については、法令に基づく排出基準の遵守はもとより、事業者による自主的な管理をさらに促進することが必要です。また、県民や事業者などが正確な情報を共有し、相互に理解を深めていくことが重要です。

石綿については、今後、石綿含有建材が使用されている建築物解体工事が令和10年をピークに増加するため、石綿の飛散・漏えい事故のリスクは増大します。自然災害や事故に伴う石綿の飛散・漏えいを最小限に抑える必要があります。

(2)の将来像については、PM2.5の平均値が人の健康の保護等の上で望ましい10マイクログラム・パー・立方メートル未満となり、安定的に継続している状況を目指します。

また、石綿の飛散・漏えいの未然防止、化学物質の適正管理と排出抑制が進み、化学物質による環境リスクが低減され、安心、快適に暮らせる生活環境が確保されている状況を目指します。

(3)、今後の施策と取組ですが、49行目の取組88、建物解体現場などにおける石綿飛散防止対策の推進については拡充いたします。大気汚染防止法の改正により、規制対象が広がったことによるものです。立入検査等により、石綿飛散防止対策を推進します。

続きまして、施策の方向8、経済との好循環と環境科学・技術の振興です。(1)の現状と課題で

すが、SDGsやESG投資の取組が年々広がり、カーボンニュートラルやグリーンリカバリーへの関心が高まる中、企業の環境配慮の取組を支援し、企業経営の持続可能性の向上と環境課題の解決を同時に図ることが求められています。

社会全体の課題の解決に取り組む中小企業を支援するとともに、農林業の分野では農産物の地産地消を進め、環境への負荷を軽減する農業技術体系の確立を図っています。環境問題の解決に取り組む上で、環境問題の現状や取組に関する情報を共有するとともに、幅広い調査研究や技術開発など環境科学の振興が重要であり、世界の国や地域が協働して取り組むことで、より一層効果的になります。

(2)の将来像については、全ての産業で環境に配慮した事業活動が行われるとともに、環境問題の解決につながる製品サービスが普及し、環境と経済発展の好循環が進んでいる状況を目指します。また、環境に関する研究の成果が県民、市民団体、企業、教育機関などに提供され、環境問題の解決に向けた取組が進むとともに、環境問題に関する技術に関し、海外との研究及び人的交流が積極的に展開されている状況を目指します。

(3)、今後の施策と取組ですが、34行目、取組96、環境分野のSDGsの企業の取組支援については拡充いたします。環境分野のSDGsの達成に向けた取組を、宣言した企業等の取組を県ホームページ等で発信し、また多くの企業の参考となるような取組をフォローアップし、紹介していくなどの支援を行います。

続きまして、施策の方向9、地域資源の活用と交流・連携による地域づくり・人づくりです。

(1)の現状と課題ですが、本県には豊かな森林や身近な緑、数多くの河川があり、多様な自然環境があります。また、これらの自然環境や風土に根差した人々の営み、歴史を経て形成された文化、自然と一体となった古墳や城跡などもあります。自然環境や景観を保全し、次世代に残していくために地域一体となった取組等を進めるとともに、人口減少等により地域の活力低下が懸念される中、多様な資源として生かし、地域振興につなげていく必要があります。

また、里山に代表される豊かな自然環境の保全、再生など、これまで県民、市民団体、企業と連携して取組を進めてきました。気候変動など広域的な課題については、他の自治体と取り組むなど引き続き多様な主体との交流、連携を進める必要があります。今後も持続可能な社会の構築に向けて、環境学習や環境保全活動を担う人材の育成を図ることが必要です。

(2)の将来像については、地域の資源を生かした取組や地域が一体となった環境や景観の保全・創造の取組が進むことで、環境と共生する地域が実現している状況を目指します。また、環境の保全・創造に向け、県民、市民団体、企業、行政、学校などあらゆる主体が連携・協働するとともに、環境学習の機会が様々な場で提供され、環境への理解が深まり、人材が育成され、環境学習や環境保全活動が継続して行われている状況を目指します。

(3)の今後の施策と取組ですが、35行目、取組の105、エネルギーが途絶えないまちづくりの推進については、新規の取組です。超少子高齢社会の諸課題に対応するコンパクト、スマート、レジリエントの3つを要素とするまちづくりを推進する埼玉版スーパー・シティプロジェクトを進めるものです。

以上で資料の3、次期環境基本計画（第5章）案についての説明とさせていただきます。急ぎ足で

申し訳ございませんでした。

最後に、参考の資料につきましてのうち、参考の2については次期環境基本計画における指標の検討状況、これをお示ししたものでございます。左側が現行の環境基本計画の指標と、その目標の達成見込み、右側に検討中の次期環境基本計画の指標をお示しさせていただいております。こちらはまだ検討のさなかでございまして、今回は参考での御提供ということでございますけれども、また今後に向けて御意見をいただければと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○浅見委員長 非常に多岐にわたる内容でございましたが、簡潔に御説明いただきましてありがとうございます。ありがとうございました。

それでは、まず事前に事務局にいただいている御質問があるようですので、そちらについて県のほうから御回答をお願いいたします。

○佐藤環境政策課長 事前の御質問ということで、可能でしたら御提出をということでお願いしたところ、吉川委員さんから御質問を3点いただいております。私のほうからは1点目について御説明、お答えをさせていただきたいと思っております。

吉川委員さんからの御質問は、まず1点目のところですが、脱炭素社会について循環型社会と親和性が高いという説明が第1回目の小委員会であったと。そのように吉川委員さんも考えていらっしゃる、自然共生社会、生物多様性という視点から親和性が高い。持続可能な開発目標SDGsの考え方をベースに置きつつ、脱炭素、循環型、自然共生社会の実現に向かって進んでいくという考え方を分かりやすく消費者、県民に打ち出していくことが大切ではないか、こういう御意見をいただいております。

そんな中で、具体的には第3章の前文あるいは第3章の第2項に、自然共生社会などの文言が入るとよいと思いますという御意見をいただきました。その点につきましては、今、共有でお示ししてございますけれども、こちらの第3章のまさに御指摘の2のところ。こちらの安心、安全で恵み豊かな環境づくりのところに、最後の部分に、人々がその豊かな生物多様性の恵みを受し、自然と共生していますということで、自然と共生しという表現を新たに加えさせて修正させていただいたところでございます。

説明としては以上でございます。

○浅見委員長 お願いいたします。

○松井温暖化対策課長 それでは、温暖化対策課でございます。

いただいている質問は、目標設定型排出量取引制度についてでございまして、先ほど説明させていただいた資料の第5章の1の施策の方向性、気候変動対策の推進の中の(3)、1の目標設定型排出量取引制度の実施というところがございます。このことについての御質問だということで、具体的な御質問の中身といたしましては、目標設定型排出量取引についてPDCAの視点で、この制度の実態ですとか評価、問題点と、今後さらに広げる場合の課題について御説明願いたいということでございましたので、その点について御説明させていただきます。

まず、目標設定型排出量取引制度でございまして、実態につきましては埼玉県

ては、その対象事業者の過去の実績、排出量を原則とする基準排出量と、各年度で設定される目標削減率により、各事業所のCO₂削減目標量、排出上限を定める制度でございます。また、事業所の用途ですとか規模に著しい変化があった場合などにつきましては、基準排出量の変更などを行っていき、そういうことも行っております。

また、目標削減率の設定に当たりましては、県内事業所において現状の取組の程度を調査いたしまして、着実な削減対策の実施により、達成可能なものを目標削減率として議論し、定めていくと。それを定めるに当たっては、対象事業者の方にも意見を聞きながら、目標削減率を定めているということでございます。

こうした目標を定めた後、各事業所の皆様にはCO₂の削減対策を進めていただくわけですが、評価につきましてでございます。第2削減計画期間というのが、現在、平成26年度から令和元年度まででございましたが、これが直近の数字でございますけれども、直近の平成30年度単年度においての基準排出量に対して、29%の削減を達成していただいている状況でございます。この第2削減計画期間は、業務ビルでは目標削減率を15%、工場などにつきましては13%の目標削減率を定めて、省エネを進めていただいているところでございましたが、それぞれ全体として目標削減率を超える削減を進めていただいていると、そういう状況でございます。

続きまして、問題点と解決に向けた方策でございます。この制度は、エネルギーの消費量というのを一つの基準として対象事業者を定める形になりますので、大企業であっても、中小企業であっても、エネルギーを大量に使用するところは、この制度の対象になるところでございます。

こういったことから現状といたしましては、制度対象事業者のうち約3割が中小企業が設置するものとなっております。中小企業が設置する事業所につきましては、おおむね大企業が設置するものに比べて削減率が低い傾向があるということでございます。この辺は中小企業にとっては、資金面の課題だとか、省エネに対するノウハウ、人材などいろいろハンディが大企業に比べてあるような状況の中で、大企業に比べてなかなか削減が難しい状況にあるのかというふうに考えてございます。

そのため、令和2年度から中小企業CO₂削減見える化支援事業というものを始めまして、この制度対象事業者の取組について、他の事業者の参考になるようなもの、単に設備の更新をするだけではなくて、運用改善までも含めて他の事業者に参考になるような事例を抽出いたしまして、こういったいろいろな課題を抱える制度対象の中小企業の皆さんはもとより、県内の関連の中小企業の方にもこういった取組をお知らせすることによって、県内のCO₂削減を進めていく一つのきっかけにしていただければということで取り組んでいるところでございます。

続きまして、さらに広げる場合の課題でございます。県といたしましては、この排出量取引制度について国に毎年度、制度要望をしているところでございます。現在は、国内では東京都と埼玉県以外実施していない状況でございますけれども、国内でこの制度が展開されるよう要望しているところでございます。

この制度の導入に当たっての大きな課題というのは、まずエネルギーの使用ですとかCO₂排出の状況を企業が適切に把握し、対策を講じていくための制度の推進ですとかをまず整えていく。また、この制度の対象になる産業界の理解を得ていくことなどが、この制度を広げていく上での一つの課題

かなというふうに思っております。

現在、CO₂の削減というのは、コストではなく、競争力の源泉であるというような認識も広まってきておりますので、そういった観点から進んでいくことを期待するとともに、国においてもカーボンプライシングの議論が行われておりますので、国の議論を注視して、この取組がどういうふうになるのかということもしっかりと注視しながら、本県の制度についてもいろいろと検討していきたいというふうに考えております。

もう一つ御意見がありまして、この取組を県民は認知していないと思われていると、排出量取引制度についてなかなかPR不足ではないのかということだと思います。事業者、消費者、県民への認知を高めるためにも、年次等による社会発信が必要なことが課題ではないかという御意見もいただきました。この排出量取引制度の年次実績につきましては、年1回、報道発表などで直接記者の方に説明をして、できるだけ記事化していただけるように丁寧に説明をさせていただいているところで、記事化にもなっているところなのですけれども、なかなかPRの仕方が十分ではないのではないかなというように考えております。

県といたしましては、こういった取組で頑張って成果を出していただいている企業の方が、社会に認められるということが企業の発展にもつながっていくし、これからの時代にも即したものだというふうに思いますので、いろいろな関係の皆様とこの情報を発信していただけるように、さらにいろいろな周知の仕方についても検討をして、広く発信ができるように努めていきたいというふうに考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○浅見委員長 ありがとうございます。

続けていただいてよろしいですか。それでは、レジリエンスに関してもちょっと御質問いただいています。

○福田エネルギー環境課副課長 エネルギー環境課のほうから3点目のレジリエンスの観点についての御質問に対して御回答申し上げます。

まず、質問なのですけれども、レジリエンスの視点から、またSDGsの環境への貢献を自分事として捉えるという視点から、電力についても大手企業や政府任せではなく、市民電力あるいは地域電力など市民参加で広げていくことが大事ではないかと思われまます。

県内の自治体における電力事業は、秩父市と所沢市は報道や環境関係の企画で聞く機会がありますが、ほかの市町村はどのような状況でしょうか、という御質問をいただいております。また、市町村行政のことでありますが、県としての受け止め、あるいは今後の施策として何かお考えがあればお聞かせくださいということでした。

まず、地域での電力の活用についてですけれども、東北の大震災の後、県あるいは市町村は、それぞれ公共用地などで太陽光発電を普及させ、またその太陽光発電によるレジリエンス強化ということといろいろと施策を進めてきたところでございます。

そういった中で、現在、秩父市の秩父新電力株式会社、所沢市の株式会社ところざわ未来電力、それに深谷市でふかやeパワー株式会社という3つの地域新電力会社が電力小売事業を実施していると

ころでございます。それぞれ太陽光発電施設、あるいは地域のごみ焼却施設の発電などを活用しているような状況でございます。

また、それぞれの発電関係、あるいはその市町村の取組として今後どのように進めてよいかというような相談を受ける機会がございまして、県としてはエネルギーを所管する国のほうの経済産業省の関東経済産業局と共同いたしまして、令和2年度にはこれらのエネルギー、あるいは地球温暖化対策に関心のある市と一緒にエネルギー問題等を検討するワークショップを計5回開催いたしております。この中で地域として取り組むべき課題などを共有し、また市町村としての取組を支援するといったことを行っております。これについては来年度も引き続き実施していくというように考えております。

また、レジリエンス強化という点におきましては、県といたしましては太陽光発電施設、これに蓄電池を併設して活用するということが災害時のレジリエンス強化を図る取組になると考えておまして、県民あんしん共同太陽光発電事業というものを実施しております。これは公益的施設として、例えば幼稚園や自治会館などに太陽光発電施設と蓄電池システムを設置することによりましてCO₂の排出削減に資するとともに、災害時には地域の住民へ電源利用を提供するといったことをもって、地域の災害対応力を強化するというものでございます。

令和2年度には、この取組に実施しました1件の補助を実施しているというような状況でございます。先ほどの説明にありました施策の方向1の気候変動対策の推進の(3)、これの52番、53番です。使用エネルギーの非化石価値化の推進と災害時に活用可能な太陽光発電設備の導入支援、こちらのほうに当たる取組でございます。

説明は以上になります。

○浅見委員長 御丁寧にありがとうございました。

吉川委員、ただいま回答をいただいたのですけれども、いかがでしょうか。

○吉川委員 大変よく分かりましたし、詳しく説明ありがとうございました。特に排出量取引は、新聞のレベルの報道を読んでいると、何となく本当に大丈夫みたいな報道も結構、東京と埼玉しかやっていませんみたいな、それが一般消費者というか、事業者もだと思えるのですけれども、やっていない事業者は、そんな何というかな、大丈夫という、効果あるのというようなそんな報道かなとも思いましたので、今の説明で私自身も分かりましたし、いろんな場でこれ大事だよと伝えていきたいと思えます。ありがとうございます。

○浅見委員長 ありがとうございます。御指摘のように、なかなかちょっと分かりにくいところはあるかもしれないのですけれども、先ほど御説明いただきました見える化事業と、それからエネルギーに関してのワークショップなどを開催しているようなのですけれども、これはそれぞれ別に行っているということでしょうか。

今のお話をお伺いして、非常に取組としては進んでいて、実際大企業を中心に特に進んでいるけれども、これから中小企業ももっと巻き込んでというときに、もう少しアウトリーチするような形で、ワークショップですとか何か気づいていただけるような、利用しやすいものと結びつけて、組み合わせただけけるといいなと思ってお伺いしておりました。ありがとうございます。

いろいろな観点から御質問いただきまして、ありがとうございました。

それでは、あと委員の先生方から御質問をいただきたいと思っておりますけれども、順次挙手をいただいて御質問いただいてもよろしいでしょうか。

すみません。磐田先生のほうがちょっと早かったので、申し訳ありません。次、田口先生お願いいたします。

○磐田委員 すみません、先に質問させていただきます。

私もエネルギー関係の専門家なので、今、御説明いただいた施策の方向1の気候変動対策の中で、何点かちょっとメインなところを質問させていただきたいのですが、県からの御説明にもあったように、やっぱり気候変動対策で1番に来なければいけないのは、特に埼玉県の場合、省エネだと思うのです。ただ、2030年の姿というところの文章を読むと、再生可能エネルギーの導入とかハード面のことに偏りが見られるなというのがちょっと気になりまして、どちらかという一丸となってみんなが省エネに取り組んで、そしてエネルギーを最小限に抑えた上での再生可能エネルギーの活用といったことが伝わるような文章にちょっと改良していただきたいなというのが1点目です。

2点目が、(3)の施策の中の5の再生可能エネルギーの利用拡大の中で、先ほども御説明あった使用エネルギーの非化石価値化の推進という言葉なのですが、ちょっとこれよく分からないなと思っております。使用エネルギーを再生可能エネルギー由来のものに転換していくのであれば、この使用エネルギーの非化石エネルギー転換の推進とか、あるいはそうではなくて、県内で発電している再生可能エネルギーを非化石価値市場のほうに上げていくというようなのであれば、使用エネルギーというこの使用というのがちょっと何かおかしいなというふうに思いましたので、その辺りちょっと御意見等をいただければと思います。

大きなところでは、以上の2点です。よろしく申し上げます。

○浅見委員長 では、お答えいただいてもよろしいですか。

○松井温暖化対策課長 温暖化対策課でございます。

委員御指摘のとおり、省エネを進めていくということは非常に重要なことございまして、省エネ抜きに脱炭素社会をいきなり実現するということは難しい、困難だというふうに考えておりますので、県民、事業者、いろんな方が省エネに取り組んでいただけるような、そういうことを分かるような形でちょっと表現を工夫していきたいというふうに考えております。

○福田エネルギー環境課副課長 私のほうが使用エネルギーの非化石価値化の点について補足させていただきます。

まず、県と東京電力のほうで共同して、いわゆる非化石価値の証書を活用した埼玉県産のCO₂オフセット電力メニューというのを2020年8月に作成しました。この中では、いわゆる太陽光発電で生み出された環境価値、これを埼玉県で生み出された環境価値を埼玉県の事業者が使えるという再エネ環境価値の地産地消という電力メニューを創設したところでございます。

また、この電力などCO₂オフセット電力を事業者が使用することによって、CO₂削減というほうに取り組みやすくなるということで進めさせていただいております。また、現在、このメニューに付け加える電力を何とか増やしていこうというふうに県のほうとしては取り組んでいるところでございます。

○浅見委員長 ありがとうございます。

磐田委員、いかがでしょうか。

○磐田委員 御説明ありがとうございます。

ということは、やっぱり使用エネルギーの非化石価値化というよりかは、何というのですか、非化石エネルギーへの転換といったようなところも、何かちょっとこの文章がおかしいなというふうに、やりたいことはよく分かりますので、ちょっと見直しされたほうがいいかなというふうに思います。すみません、コメントです。

○浅見委員長 そうですね。これは企業のほうの活動を地産地消にできるようなオフセットということで、なかなかちょっとトリッキーな感じがするのですが、あと非化石価値化という用語が、また若干難しいところもあると思いますので、ちょっと表現は何らか考えていただける等々、また御助言もいただければと思います。

よろしいですか、そのような形で。

(「はい」の声あり)

○浅見委員長 ありがとうございます。

それでは、田口委員、よろしいでしょうか。

○田口委員 ありがとうございます。私も第5章に関連して3点ほど意見、質問を申し述べさせていただきます。

第1点は、今議論になりました資料3の1ページ、気候変動対策の推進についてですが、まず気候変動に対する対策として温室効果ガスの排出を大幅に削減することは、現在、世界的にも、また国内的にも極めて重要な課題となっていますので、これが施策編の第1に掲げられているのは、大変時宜にかなった適切なものだと思います。

その上で、(1)現状と課題を見ますと、現在の埼玉県地球温暖化対策実行計画で、温室効果ガスの排出量を2030年度に2013年度比26%削減するという目標を掲げて、その削減に努めているところであって、今後、引き続き削減努力が必要と、こういうことが記述されているわけです。この26%削減目標というのは、2016年に閣議決定された国の地球温暖化対策計画の目標に合わせて設定されたものかと思われそうですが、国のほうでは昨年10月に打ち出された2050年カーボンニュートラルの方針を実現するために、26%削減の目標自体をさらに深掘りする方向で見直しが進んでいて、新たな削減目標は来月、4月の日米首脳会談等で表明されるとも報道されているところです。

そうした状況を考えますと、埼玉県の新しい環境基本計画も、5年前に設定された削減目標をベースに記述するだけでは足りなくなるのではないかと思います。現時点ですぐに何かを書き足すというのは、なかなか難しいかと思われそうですが、この新しい基本計画の内容をこれから詰めていって、最終的に固めるのは今年の秋頃ではないかと思われしますので、それまでの間に、例えば温室効果ガスの排出量については、現行目標を超えるさらなる削減努力が求められているというような記述を組み込むことを頭に入れておく必要があるのではないかと思います。それが第1点です。

第2点は、同じ資料3の7ページ、安全な大気環境等の確保についてです。この施策の方向7の中身を見ますと、大気環境の問題だけではなくて、化学物質であるとか石綿、さらには騒音・振動・悪

臭など身近な生活環境に関する幅広い問題が盛り込まれています。

現在のタイトルは安全な大気環境等の確保ということで、等が入っていますので、その他の問題も含まれる形にはなっておりますけれども、やや等の中身が重過ぎるようにも思われます。このタイトルについては、例えば、大気環境や身近な生活環境の保全のような形で、内容により即したものにしたほうがよいのではないかと思います。

第3点は、少し形式的なところなのですが、資料2の施策体系の表についてです。この表は、今後、いろいろな方面に新しい計画を説明する際に、しばしば使われることになるのではないかと思いますので、できるだけ簡潔で分かりやすいものである必要があると思います。

そういう観点で見ますと、表の右から2列目、主な取組の欄は埼玉県がこれからやろうとしていることが、できるだけ一目で分かるような形で示されるのがよいと思いますが、現在、項目によっては2行に書かれていたりして、やや読むのに苦労する面もあります。文字数が多いものを見ると、例えば主な取組の4番、これなどは県有施設の省エネルギー化などの後の言葉ですが、温室効果ガス排出削減対策の云々と、この辺はその左の今後の施策の欄の言葉とおおむね重複しています。

そのほか主な取組の18番、コジェネ云々の話とか、28番、下水汚泥を活用した云々、これなども同様かと思えます。

一方、1ページの5番とか2ページの69番とか、あるいは85番、それから3ページの101番、こういったものは2行にわたっていて、読むのに苦労するところです。これらは今後の施策欄と言葉が重複しているわけではないのですが、何々など何々という形で、いずれもタイトルがかなり長くなっています。

これらの項目については、例示、特に専門用語の例示などは必要なのだろうか、かえって例示がないほうが一般の人には分かりやすくなるのではとも思われます。そういった点を考えると、主な取組の項目名で2行にわたるような長いものは、原則として1行に収まるように簡潔なものにしてみるのも、県民に分かりやすく伝えるという上で一案ではないかと思います。可能な範囲で一度御検討いただければ幸いです。

以上3点でございます。

○浅見委員長 ありがとうございます。貴重な御指摘をいろいろいただきまして、御回答のほうはよろしいですか。

お願いいたします。

○松井温暖化対策課長 温暖化対策課です。

国の2050年、実質ゼロの動きを受けて、県の計画の目標値についてのお尋ねでございました。御指摘のとおり、県では現在の計画を策定するに当たっては、国の実行計画に盛られた対策で、埼玉県に関係する施策を、対策を基本的には積み上げて、あとは埼玉県の独自の取組なども勘案しながら、2013年度比2030年、26%というふうにしまして、その数字は国と同じになっております。それで、国のほうは、今、その見直しを進めているという状況でございます。

現在、2050年にゼロにすることを目指して、有識者の方にもいろいろと意見をお伺いしながら、どういうふうにしたら、道筋をどういうふうに描いていけるのだろうかというようなことを粗々の議論

をこの2月に1回しておりまして、まだ具体的に国の施策が明らかになっていない中で、なかなか今の時点で明確な削減率を定めるとかそういうことは委員もおっしゃっていたとおりに難しいものがございます。

そういったことで、ただ2050年に向けてどういう施策を取り組んでいけば、どういう姿になるのかというようなことも含めて検討していく中で、環境基本計画につきましては現在でも2050年以降に脱炭素社会が実現していることを目指して、2030年の取組が進んでいるというようなことも記述がございますので、そういったことも頭に置きながら、議論の推移によって環境基本計画に書けるのであれば、ちょっと文言はいろいろと対応を考えていきたいと思うのですけれども、なかなかすぐに結論が出る話でもないで、そこは少し今以上に書けるかどうかというところは今後の議論の進め方次第で考えていきたいというふうに考えている部分がございますので、御理解いただければと思います。

○浅見委員長 よろしいですか。では、御回答のほうから先に、ではお願いいたします。

○佐藤環境政策課長 では、すみません。環境政策課のほうから2点お答えいたします。

非常に分かりやすく御意見をいただいてありがとうございます。私もこれまでの策定プロセスを自分の頭の中で思い起こしながら、まさに的確に御指摘いただいたのだなと思っております。

2点目のほうなのですが、この大気環境等の「等」はまさに御指摘のとおり苦渋の等だったなと私も思っています。公害をなくしていくという環境部の非常に長い歴史の中で、やっぱり大気環境をよくする、さらに水環境をよくする、この2つは大きな柱でございまして、御指摘のとおり、この大気等のところは大気の問題、それから化学物質の問題、それから公害等の生活環境の問題、ここがまさに全部含まれている章でございまして、改めて御意見いただいた中で、どういう表現がより県民にとって分かりやすいのか、もう一度ちょっと検討をここはしてみたいというふうに考えております。ただ、あまり分散すると、また次の御指摘と同じように、今度逆に長くなってしまったところもあるので、そのバランスを踏まえながら、もう一度ちょっと検討させていただきたいというふうに思っています。

3点目は、逆に例示とかが入ってしまったたり、あるいはなくても施策との関係で分かるようなものが含まれたりしていて、ちょっと長過ぎるのではないかと、こういう御指摘だったかなというふうに受け止めております。そんな中で、こちらもいろんな施策が一つの取組の中にやっぱり複合的に含まれていて、どれも欠かすことができないと、例示されているようなものの中にはそういうものもございました。

ただ、確かに不必要に長くなりますと逆に分かりづらいというところもございますので、これもちょっとバランスを取りながら、県民の方がどういう表現だったらより分かりやすいのかというのは、もう一度精査させていただいてちょっと検討したいというふうに思っております。

以上です。

○浅見委員長 ありがとうございます。

田口委員、いかがでしょうか。

○田口委員 ありがとうございます。

第1点については、今すぐこういう文章を入れていただきたいとかいうことではなくて、これから

半年強の間、推移を見ながら、場合によっては機動的にワンパラグラフ書き込むというような必要も出てくるのではないかとということで、その点を特に頭に置いて、これからの最終的な詰めを進めていただければと思います。

それから、第2点については、まさに御説明いただいたようなことで、我々一般の者からすると、ここはいわゆる公害の問題を広く取り上げているのだと、大気とか化学物質とか騒音、振動とかを広く含むという感じなのですが、現在のタイトル案である安全な大気環境等の確保という、主として大気の問題が取り上げられていて、あと若干プラスアルファ程度かというように受け止めてしまうので、そこをバランスよく、あまり長くならず、かつ、生活環境、公害の問題を広く対象としていることが分かるようなタイトルにさせていただくといいのかなと思います。

資料2については、お答えいただいた方向で御検討いただければと思います。ありがとうございました。

○浅見委員長 ありがとうございます。

1点目のことに関しましては、私もちょっと間に合うかなというのがございまして、政府、世界の動きが非常に速いので、もう少し踏み込んで書かなければならなくなるのではないかなという危惧と、いいですか、予想もあると思いますので、そうなったときにすぐに対応できるように、もう少し書き込みができるようなことを検討しておいていただいたほうがいいのではないかなと思っております。

特に自動車の部分とか急激にちょっと問題が進んでいて、表現ぶりもかなり進んでしまう可能性もあるかなと思いますので、そういった点も御検討いただきながら、半年の間に確立していく必要があるのかなというふうに思っております。すみません、ありがとうございます。

それでは、次の御質問あればと思いますが。では、小島委員、お願いいたします。

何かございましたら、リモートの方、チャットに入れておいていただけると見逃さずに済みますので、よろしく願いいたします。

○小島委員 では、私から3点ほどあります。

まず、資料1の第3章の長期的な目標のところなのですが、前回、ちょっと2番で、2番というか、生物多様性についての1本柱として入れたほうがいいのではないかという意見を申し上げまして、施策のほうに入っているという御説明をいただいたのですが、やっぱり長期目標に入っていることが大切だなと思います。現行の環境基本計画で目標5つあるうちのそれを整理して3つにしたということで、やっぱりそこから何か抜け落ちてしまったかのような印象があるのです。ですから、目標に入っていたほうがいいということ。

あと、やっぱり国際的にも気候変動と生物多様性の問題は両輪でやっていくということが言われていますし、重要だということで、プラス愛知目標がなかなか達成できていないという状況の中で、この目標の中に生物多様性というキーワードが入っているということが大事なかなと思います。

今の2番目に、安心、安全で恵み豊かな環境づくりとありますが、この恵みのところを生物多様性にするとちょうどいいのではないかと思うのですが、生物多様性豊かなということは、そういう自然環境は、イコール私たちが受けられる生態系サービスも豊かだということにつながりますので、そういった説明とともに、認知度をさらに高めていく上でもそうしたほうがいいかなと思います。

2点目は、今度、資料3の5ページの生物多様性の保全の部分なのですが、10行目に希少野生生物の保護についてありますけれども、希少野生生物の保護もすごく大事なのですが、やっぱり地域在来の野生生物が安定的に保たれることというのが重要なので、そういった文言もどこかに入るといいのかなと思います。ふだんフィールドで活動されている皆さんは、やっぱり希少種だけの問題ではなくて、普通にいるものが、ふつうに居続けられるということこそが大事だという、そういったことをよくお話伺いますので、そういったことが入っているといいかなと思います。

あとは、生物多様性の県戦略と整合性を取るということでも、県の希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づく県内希少野生動植物、種の指定、それから野生生物保護地区の指定に関しても努力していくというようなこともどこかに入っているといいかなと思います。

もう一点は、次のページの恵み豊かな川との共生と水環境の保全のところなのですが、アユがすめる水質が着実に改善してきていると、すばらしいことだと思います。ただ、川というのを見たときに、どういう川が生物多様性という視点で見たときにいい川かということ、やっぱり緑があったりとか、河原があったりとか、砂洲があったり、指標となる生き物も上流域、中下流域、また都市河川で違ってくると思います。また、そういった恵み豊かな川というときの指標となるようなもの、新しいものがもしできたらすばらしいと思いますし、記載されるといいかなと思います。

私からは以上です。

○浅見委員長 ありがとうございます。

それでは、お答えをお願いしますでしょうか。

○佐藤環境政策課長 では、すみません。環境政策課ですけれども、1点目のところをまずお答えをさせていただきたいと思います。

今日の説明の中では、すみません、省略をさせていただいてしまったところなのですが、前回の小委員会で御意見をいただきまして、事務局としては検討させていただいた上で、2のタイトルの中にはちょっとバランス上難しいかなというのもあって、本文の中に生物多様性という表現を入れさせていただくことで修正をさせていただいたというのが、今回までの経緯でございます。その上で重ねて、やはりより分かりやすくというか、御意見の中にもございまして、我々自身もこの表記の中に書いているのですけれども、生物多様性というところの認知度を上げていくということが確かに大きな課題だというふうには捉えておりますので、これもまた全体のバランスの中での話にはなるのですけれども、関係課ともよく調整をして、ちょっと再度検討させていただきたいというふうに思っています。

あと、3点目のところは、またひょっとしてお答えあるかもしれませんが、これも前回、そういうお話もある中で、やはり川の環境、指標は非常に難しいなというのが率直な我々の考えでございまして、担当課としても一生懸命そういうところのどういう指標がいいのかというのは考えているところです。ただ、指標レベルですと、なかなかほかの県でも、何というのでしょうか、本当にこういう指標を真似したいなというようなところまではなかなか指標がなく、ちょっと手探りの状況です。

一方で、川を豊かにといったときに、それは川がきれいで透明度が高いというだけではなくて、多様な生物が、まさにお話があったように上流部と中流部、下流部ではまだ全然違うのですけれども、

生態系が豊かな川というのも、これは非常に大事なことなので、県内には今日、出席もしていますけれども、環境科学国際センターもごございますので、そういう意味では何らかの取組を、やっぱり川を豊にするような、そういう取組が何か研究であったり、そういうレベルでも何かできないのかなというようなところは、今ちょっと検討しているところですので、なかなか確たる部分まではちょっと申し上げられないのですけれども、そういう視点も持って取り組んでいきたいというふうには考えています。

以上です。

○浅見委員長 そちらから、ではお願いいたします。

○島田みどり自然課長 みどり自然課でございます。

生物多様性の保全について2点目の御質問、御意見でありますけれども、御意見ありがとうございます。まず、生物多様性保全戦略を策定し、希少野生生物の保護や云々のところに、地域在来種の保護という視点を盛り込んだらどうかと。御意見非常に、地域で本当に活動されている方については、在来種の保護という、例えば外来生物の防除をやるというのは地域在来種の保護にもつながることでありますので、ちょっとどういう書き込み方がいいかどうかはありますけれども、検討させていただきたいというふうに思います。

それから、次の2点目の希少種条例に基づく種の指定と保護区の指定、保護区の指定は現在ない状況、そしてまた種の指定も条例ができた当初にできて以来、指定がされていないというのは課題だというふうに認識しております。毎年、いろいろ希少種についての調査はしておりますけれども、ただなかなか指定するとなると、今の時代にすぐ指定できるのかどうかという問題もありますし、ただ先ほど小島委員からは努力していくというような記述ということで、少しそこら辺もある程度理解していただいた上での発言なのかなというふうに思いますけれども、こういった記述が可能かどうかも含めて、こちらのほうもすみません、即答ができないのですけれども、検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○小島委員 ありがとうございます。

○浅見委員長 よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

ちょうど両方にまたがるようなこともあるかと思っておりますので、分かる形で書き込んでいただければというのと、多分指標のところでも御検討されているのが、大分性質が変わるような感じになるのかな、もしその辺もいいアイデアがあれば、後ほどでもちょっと事務局と交換していただければと思います。ありがとうございます。

(「すみません、関連して」の声あり)

○浅見委員長 関連なので、それでは袖野先生、四ノ宮先生、ちょっとお待ちください。

○田口委員 ただいま小島委員から御指摘のあったところ、お話を聞いて思ったのですけれども、この長期的な目標と施策の方向、それをさらに細分類して今後の施策とか主な取組につながっているのですが、この組立てをどう外に向かってプレゼンするかということとも絡むと思います。長期的な目標というのは、1、2、3、いずれもかなりふわっとして幅広い言葉で、これ自身にそれほど政策的

な意味合いは大きくない、あえて言えば、政策のカテゴリー分類的なもののような感じもします。

この新計画で打ち出していく政策の重点なり柱みたいなのは、むしろ2番目の施策の方向、ここで9本の柱を立てていますが、これが今後5年間の環境政策の重点ですというようなことでプレゼンなり打ち出し方をしていくと、これから県がどこに重点を置いて政策、施策を打っていくのかというのが割とよく出てくる。

他方、長期的な目標については、どのように表記するにせよ、政策カテゴリーの分類に近いようなものに思われますので、政策分類としてはそういうことですよと言いつつ、実際の政策の重点は施策の方向、ここで強化するものを大きく打ち出すのですというような説明の仕方ができると、この整理もしやすくなっていくのかなというようなふうにも今、御議論を聞いていて感じたところです。これは感想ですので、そんな感想もありましたということでお聞きいただければと思います。

○浅見委員長 ありがとうございます。

前回の計画からちょっとまとめてグルーピングをして、まず最初に看板を立てましょうというところだったようにお伺いしておりますので、中に入ると施策の方向でしっかりと方向性が示されているというようなつくりで、今3段階、4段階ですか、最後は今121項目ありますので、ちょっと4段階になっているというような理解かなと思います。ありがとうございます。

それでは、ちょっと表現ぶりは工夫をまたしていただくといたしまして、質問、コメントで袖野先生、四ノ宮先生の順番でまいりたいと思いますけれども、袖野先生、いかがでしょうか。

○袖野委員 委員長、ありがとうございます。

6点ほどあるのですけれども、1点目は田口委員、浅見委員長からお話しありましたとおり、カーボンニュートラルの件で2030年度、26%というのが、いかにも古いなという印象がありまして、先ほど事務局からもお答えいただきましたけれども、2050年、カーボンニュートラルを見据えぐらひは最低でも入れていただいたほうがいいのではないかなと思っております。

2点目は、全体の話になるのですけれども、第5章の中で(2)、将来像という形で2030年頃の姿をふわっと理想的な姿という形で書いていただいています。将来像をこういう形でお示しいただくというのは、バックキャスティングの考え方からいってもいいと思うのですけれども、あまりにも一般的な書きぶりになっていて、将来像が逆に分かりにくいという点もあるのかなと思います。この点に関しては、指標の議論とも関係しているのかもしれないのですが、2030年というSDGsの目標達成年度ということで、ちょうど一致しているところもありますし、目標を入れられるところ、数値を具体的に入れられるところがあれば入れてしまったほうが、より迫力のある計画らしい文言になるのではないかなと思いますので、御検討いただければと思います。ここは、もうこういう形で一般的な書きぶりにして、指標できっちり決めていくのだということであれば、それはそれで一つの方向かなと思います。

3点目は、施策の方向、2の17行目のところ、質問なのですけれども、プラスチックごみの一括回収というのがあるのですが、プラスチックの3Rの推進とは別に、こういう形で一括回収というふうに明記されているというのは、何か特段の意味があるのでしょうか。何か新しい政策とかそういった意味があるのであれば、お教えいただければと思います。

続いて、施策3の45行目です。施策に市町村による持続可能な廃棄物処理の推進とあるのですけれども、この書きぶりは前もちょっと気になったのですが、市町村によるというところで、県はあまり関係がない、市町村がやるのですよというふうな印象を与えてしまわないかなという懸念がありまして、市町村と連携してとか、県としても役割を果たしていくのだというところを少し書きぶりを修正いただいたほうがいいのではないかなというふうに思いました。

それから、施策の7番ですけれども、アスベストの話が特に書かれているのですけれども、建築物の解体に関するアスベスト対策というところで、聞き逃しかもしれないのですけれども、埼玉県においてアスベスト台帳というのは整備されているのでしょうかということで、具体的にどういうふうにあすベスト対策を推進していくのかというのがちょっと見えなかったので質問です。

それから、最後になりますけれども、施策の8番です。34行目に環境分野のSDGsの企業の取組支援というところで、非常に重要な取組だと思えるのですけれども、先ほどの御説明でもグッドプラクティスをホームページで発信していくというような御説明があったのですけれども、経済との好循環というところで、SDGsに取り組んでいる企業がビジネス上で得していくような仕組みづくりを県も支えていくということで、ESG投資をより支えていくという点でもホームページで発信するのであれば、例えば長野県で行われているようなSDGsの登録制度であったり、静岡市などでもそういったSDGs宣言を企業は自らしていくというような取組をやっていますので、こういった取組もぜひ御検討いただくといいのではないかなと思っております。

以上になります。

○浅見委員長 ありがとうございます。

それでは、順番によろしいでしょうか。お答えいただけますでしょうか。すみません、お願いいたします。

○松井温暖化対策課長 温暖化対策課です。

今、2030年、26%という削減目標があるわけですけれども、国の議論などを見ていると、もう少し書きぶりとかを工夫したらどうかと、中身を工夫したらどうかという話もございましたので、今後、2050年、カーボンニュートラルに向けた議論をさらに進めていくことになると思いますので、その議論の状況を踏まえて、この部分についてもどういったことが書けるのか、そういったことから書ける範囲でしっかりと書き込んでいきたいというふうに思っております。

○浅見委員長 ありがとうございます。

国がこう言っていたというのは書ける、それを見据えというのは書けるかなと思いますので。すみません、ではよろしくお願いいたします。

○佐藤環境政策課長 環境政策課から2点目と6点目、お答えをさせていただきます。

2点目の今回、第5章の施策の方向ごとの中でお示した将来像等についての御意見いただいたところなのですけれども、御指摘のとおり、ここは本当にふわっと書いております。先ほど田口委員さんのほうからも長期的な目標についてのコメントもいただいたわけなのですけれども、全体のつくりとしては、環境基本計画自体は、今回、御意見もいただく、あるいは我々としても検討した中で、5年間の計画ということで方針を立てているという考え方としては整理をしていると。しっかり取り組

んでいく。

それに沿って指標もつくっていくわけなのですが、その前提として環境分野なので、やはり長期的な視点も必要だということで、この長期的な目標については、こちらに記載してあるとおり21世紀半ばを展望したということで、これはかなり、まさに2050年ぐらい、カーボンニュートラルではないですが、そのぐらいの時点での長期的なイメージで、ですからよりさらにふわっとした表現に長期的目標のところはなっていて、ここにひもづける形で施策の方向を9本立てて、しっかり9分野やっていると。

この9分野の中の施策の方向ごとにおいても、5年間の計画ではあるのですが、10年後、こんな姿を目指すという意味でのふわっとした将来像を掲げながら、それぞれ今後の施策、さらに取組に落としていくといった、一応こういう構成にさせていただいております。

そんな中で、もう一つお話にあったのは、指標と絡めてというお話もあったのですが、指標については我々も非常に重要だと思っていて、今回、まだ途中経過なので御説明はちょっとさせていただいておりませんが、また次回にはこちらの御意見もいただきながら、しっかり指標のほうを固めていって、県としてはこの指標をしっかり進捗管理を毎年審議会でも必ず報告させていただいて、県民にも公表するような段取りにはなっていますけれども、こちらの指標に基づいて重要な取組と進行管理していきたいというふうに思っております。ですから、そこはまた次回以降、御意見いただきたいというふうに思っています。

それからもう一点、6点目の環境SDGsのところでございます。こちらは袖野委員にも昨年お世話になりまして、環境政策課の環境ビジネスセミナーに講師としてSDGsの御講演いただいて、まさに企業に関心が高いSDGsの分野、そういうニーズにお応えいただいて、本当に御協力ありがとうございました。

これを受けて、今年度から県としては大きい、先ほど登録制度というお話も委員からあったのですが、企画財政部と環境部とその他の部も関係しているところはあるのですが、登録的な意味合いでいうと、この2つの部でそれぞれ制度を立ち上げて取組をスタートしました。

裾野のほうに当たっているのが我々環境部のほうで、環境部としては環境SDGs取組宣言企業制度というのを始めまして、こちらは本当に何かSDGsの取組を始めてみようという初歩の段階で、なかなかSDGsに関心があっても始められないという、そういう企業さんが比較的多いという統計データもありまして、そういう企業さんにこんな取組がSDGsになるのですよというようなものをお示しして、気軽にやりますという宣言をしていただく、そういう制度を始めまして、ちょっとコロナの状況もあって、なかなか思い切ったPRができなかったのですが、8月から始めまして約140社手を挙げていただいて、その中から年度末にはオンラインでモデル企業を10社ほど選びまして、成果発表会みたいなものもさせていただいて、オンラインで多くの企業に関心を持って参加いただいたという経緯もあります。

その中でモデル事例も当然まとめて発表しますし、あとは宣言企業、一社一社の宣言内容とか、1年後に取組状況を報告していただくことになっているのですが、もう既に取組が進んでいる企業さんは、宣言と同時にそういう取組報告みたいなものもさせていただいて、その取組報告のシートを

見ると、まさに省エネ分野でこんなことやっていますよとか、あとは環境保全活動に参加していますよですとか、あとは環境に関する製品開発をやっていますとか、いろいろ分野ごとにそういう取組を出してもらおうと。それをまた広く知ってもらって、取組を広げていただくのをやっています。

それがレベルアップしていきますと、今度は企画財政部で登録制度というのをつくってありまして、これはまさにSDGs全般、3分野それぞれに目標を立てていただいて、バックキャスト的な形で取組をやっていたらと一歩踏み込んだ、こちらのほうがハードルが高くなっているのですけれども、そういうものも始めまして、こちらのほうが数としては我々より多くなって、まだ年度末もっと増えそうなのですけれども、既に100後半ぐらいの数になっているというふうには聞いています。一応こんな形で埼玉県も取組を始めましたので、基本計画の何らかの形で載せながら、またさらに取組を加速していきたいと思っております。

以上です。

○浅見委員長 ありがとうございます。

そのようなものがまた見えるようになってくるといいなと思います。ありがとうございます。

お願いいたします。

○宮原大気環境課長 大気環境課です。アスベストの件についてお答えいたします。

アスベストにつきましては、災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアルというのが環境省から出てありまして、こちらは平成29年9月に改訂されております。その中で委員おっしゃるようなアスベスト台帳の整備に努めるようにうたわれているところですが、こちらアスベストの台帳というのが、今、正直申し上げて県のほうで、我々環境部としてはすぐに使えるというような台帳はまともありません。使用中の建物の安全については、建築基準法の特定行政庁が管轄しておりまして、そちらに要は事故とか、あるいは災害が起きたときには情報をもらえるようにということで連携をしているところです。

大気環境課として、環境部として今この計画の中にうたっております石綿含有建材について記載しているというのは、これは私ども環境サイドでは建設リサイクル法の届出において、解体時にアスベストが使われているか、使われていないかというような情報はもらえることになっておりますので、そちらのデータを基に大気汚染防止法で解体の技術基準がございますので、そちらにきちんと照らし併せて、基準を守ったような形で解体できているかどうかというところを確認しているところです。これが法改正で、こちら大気汚染防止法が改正されまして、石綿を使用している建物の解体に関する基準というか、対象が広がりましたので、これをこれまで以上により厳しく見ていくというような状況になっています。

災害につきましては、今お話ししたように、今すぐ私どものほうでデータを持っている状態ではないのですが、県の建築サイドを通じて市町村等からデータをもらって対応するというのが現状です。

以上です。

○浅見委員長 ありがとうございます。

今のが5番目だったので、あと3番目、4番目が。すみません、そちらお願いいたします。

○石曾根資源循環推進課副課長 資源循環推進課でございます。

プラスチックの3Rの推進とプラスチックごみの一括回収が分けて別々に記載されているけれどもというようなお話で、御質問であったかと思いますが、こちらはプラスチックの3Rの推進というのは、これまでどおり分別、回収、リサイクルといったことが非常に重要であると。プラスチックのリサイクルを進めるためには、やはり分別して、回収して、リサイクルするというのが、これまでの流れであったかと思いますが。

ペットボトルですとか、食品トレイなどがそうやって回収されてきたわけなのですけれども、今回、国のほうの方針で、今後、プラスチックごみの一括回収を市町村で行うというようなことが示されているところがございます。新法もできておまして、これまでとはちょっと違った流れでリサイクルを進めていくというような状況になってまいりましたので、ここで3Rの推進というものは別に、県民の生活に与える影響も大きいだらうということで、プラスチックごみの一括回収というものを特出しさせていただいているような状況でございます。

あともう一つ、市町村による持続可能な廃棄物の推進が、県は何にもしないように見えますよというようなお話でございましたが、実際の取組としましては、市町村と県と連携して進めていくというものでございますが、こちらやはり廃棄物といったときに産業廃棄物と一般廃棄物というカテゴリーがある中で、一般廃棄物につきましては市町村が責任持って処理するというところになっていくところでございます。市町村がしっかりと持続可能な廃棄物の処理ができるように県として連携して進めていくということで、処理の推進という名前で出させていただいておりますが、県の役割が見えにくいというお話もございますので、少し取組の題名等を検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○浅見委員長 ありがとうございます。

袖野委員、いかがでしょうか。

○袖野委員 分かりやすい御回答、どうもありがとうございました。

特に6点目のSDGsの企業の取組支援というところで、非常によい取組だと思います。2段階で登録制度が構築されているということなのですけれども、指標を見たときに、その点、今の案では入っていないようでしたので、その登録数みたいなものもぜひ今後、指標として立てていただくようなことを考えていただくといいのかなと思いましたが、あとESG投資という観点では、登録された企業さんが融資を受け入れやすくなるとか、そういった金融機関をぜひ登録制度の中に巻き込んでいくようなプラットフォームづくりというのを今後、御検討いただければと思います。ありがとうございます。

以上です。

○浅見委員長 ありがとうございます。

あと、すみません。先ほどアスベストのお話ございまして、ちょっと私のほうからもできれば台帳の整備に向けて御検討いただけないかなと思ったところがございます。災害が起こってしまうと、どこに、何があったか分からなくなってしまうし、今後、これから重要性が増していくのではないかと御指摘もありますので、できれば御検討いただければと思ったところございました。

すみません。ほかはよろしいですか。では、今の点に関しましては、何か県のほうからは特による

しければ、四ノ宮先生で、横田先生になるかな、よろしいですか。多分ちょっと時間がその辺でいっぱいになってしまうかもしれませんので、もし何かありましたらチャットのほうに入れておいていただいて、ちょっとかいつまんで最後にさせていただければと思いますので、四ノ宮先生と横田先生、順番にお願いいたします。

○四ノ宮委員 四ノ宮です。よろしくお願いいたします。私からは3点あります。

まずは、資料3のほうの第5章です。施策の方向の7です。こちらのほうに今後の施策と主な取組というところで、1番の中にPM2.5対策の推進と、あとこの下に揮発性有機化合物（VOC対策）など光化学スモッグによる健康被害の未然防止と2つに分かれているのですが、ここをPM2.5と光化学オキシダントというのは原因物質が共通しておりますし、その原因物質の排出の防止とか、あと生成を抑えるといったところは共通にしてPM2.5と光化学オキシダント対策の推進としてはどうでしょう。下の段に関しましては、光化学スモッグと、あとPM2.5のほうも健康被害の未然防止という形につながると思うのですが、注意喚起という形で県からもホームページなどに出していたりということがありますので、これらまとめるということで、そういった2つの区分にしたほうがよろしいかと思います。ということが、コメントの1つ目です。

2番目も同じくこちらの施策の方向の7番なのですが、今後の施策と主な取組の中の今度は2番になります。下のほうにダイオキシン類対策の推進、放射性物質の監視、測定というふうにありますけれども、この2つに関して1の現状と課題について、特にあまり触れていないという状況なのですが、なぜこの主な取組に入れたのかといった点で、やはり現状と課題のところにも簡潔な説明なんかが入っているとよろしいかと思います。

最後の3番目なのですが、これは全体に関してなのですが、先ほどからSDGsのことが出ておりますけれども、資料1の4章のところに、施策展開の基本的な考え方として、やはりSDGsの達成を掲げるというような文言もありますので、それぞれの施策の方向のところにSDGs17の目標のうち、どれと関連があるかというふうなことを表にするとか、あるいはアイコンを入れるとか、そうすると県民の方なんかも分かりやすいのかなと思いますので、御検討いただければと思います。

以上、3点です。

○浅見委員長 ありがとうございます。

では、順番によろしいですか。

○宮原大気環境課長 大気環境課です。

まず、最初のPM2.5と光化学スモッグについては、原因物質が一緒ではないかということで、まとめたかどうかというようなお話かと思うのですが、そちらについてはちょっと検討させていただきたいと思います。

ここでは、一般の方が御覧になったときに、PM2.5という文言と光化学スモッグというのが、一応ちょっとそれぞれ皆さん気にされる方が別なのかなという部分もございまして、それぞれの名称を出しているところですので、とはいうものの委員おっしゃるように原因物質は一緒ですので、そちらについてちょっと検討させていただきたいと思います。

2番目のダイオキシン類と放射性物質につきましては、こちらも現状と課題のところをちょっと触

れていなかったのですけれども、実際対応しているところですので、1行、2行入れていきたいと考えています。

以上です。

○浅見委員長 ありがとうございます。

それでは、3番目の質問について。

○佐藤環境政策課長 では、2点目のところは、すみません、大気環境課のほうで答えていただいて、ありがとうございました。こちらが田口委員の御指摘のあったところともかぶるのですが、ここは本当に盛りだくさんで、非常に文章のボリュームも長くなってしまいました。そんな中で、多少そこがちょっと欠如している部分がありましたので、そこはまた大気環境課ともよく調整して、入れさせていただきたいというふうに思っています。

あと、3点目のSDGsのアイコンをという話ですが、これまでも我々もSDGs、今こういう状況で環境行政にとっても追い風だと思っていますので、いろんな形でSDGsの考えを取り込んでいこうということで入れさせていただいて、これまでの意見の中でもウエディングケーキモデルをぜひというような御意見もいただいている、今回は本当にたたき台で文章のみでこういう形で示させていただいたのですけれども、今後、完成形に向けて県民の方に分かりやすくという意味で、しっかりそういうものを取り入れていきたいというふうに考えています。

以上です。

○浅見委員長 ありがとうございます。

四ノ宮委員、よろしいでしょうか。

○四ノ宮委員 どうもありがとうございました。よろしく申し上げます。

○浅見委員長 ありがとうございます。

それでは、横田委員、お願いいたします。

○横田委員 第4章の基本的な考え方の1、2に、同時解決と統合的解決という重要な言葉が入っているのですけれども、その具体像が最も求められる3つの点をちょっと質問させていただきたいなと思っております。

1つは、気候変動適応という言葉です。こちらが気候変動の施策の方向の1の気候変動対策の推進の7番、気候変動への適応策の推進とあって、そのコンテンツがやはりまた気候変動への適応策の推進ということで、ここがどういうふうに統合的に気候変動への適応策が進められていくのかということをもう少し個別の施策を含む形で示せないでしょうかというのが、この1点目です。

それは、2つ目の生物多様性に関する話にも反映させていく必要があるのではないかと考えておりまして、施策の方向の4、5、6というのは緑、生物多様性、川との共生、水循環、これはいずれもやはり県土が見える形で、県独自の指標の独自性を出せる部分かなというふうに思っているのですけれども、現状の施策の取りまとめ方はかなり一般的なカテゴリーになっているかなというふうに思っています。

先ほどの御意見にもあったのですけれども、生物多様性の分野で、かなり指標としては取組レベルの話が多くて、地域性がよく読み取れないのが、例えばハビタットに関する保全の達成度合いである

とか、環境の機能性の高い自然の確保の度合いといったものが、どういったところに入ってくるのかというところが非常に見えなくて、それが非常に取組はしているけれども、県土としてどう保全できるのかというところがちょっと分かりにくい部分かなというふうに思いました。そういった恵みという言葉でくられるわけですが、恵みの基になるストックをどう保全するのかという点で施策が少し不足していないのかなというふうにちょっと思った次第です。

もう一つ、最後が水循環ですけれども、流域、水循環、近年、流域治水ですとか、先ほどの気候変動適応と絡めてEco-DRRですとか、あるいは流域を地域循環共生圏という形で様々な循環共生の在り方を出していく部分かなと思っているのですけれども、施策の方向の6番あたりの水循環の健全化というものも、健全な水循環構築に向けた取組の実施というふうに書かれているだけで、この辺りがもう少し具体的に書けないのでしょうかというのが3つ目です。グリーンインフラももちろんありますし、少し地域性を見せられるような書き方というのはないのでしょうかということです。その辺りのちょっと御回答をいただけるとありがたいです。お願いいたします。

○浅見委員長 ありがとうございます。

1番目の、大丈夫ですか。

○松井温暖化対策課長 温暖化対策課です。

気候変動への適応策の推進、今後の施策と、あと主な取組のところの表現が重なっておりまして、その中身が分かりにくいということもあろうかと思えます。この気候変動への適応策の推進というのは、現状でもいろいろな部局が、農産物の高温耐性品種を開発したりとかいろいろな取組をされておりますので、そういったことも含めて少し表現を、表現というか中身をしっかりと今後書き込んでいって、適応策の推進というのが分かりやすいような形で伝わるように工夫をしていきたいというふうに思っております。

○浅見委員長 ありがとうございます。

今のちょっと音声が大丈夫だったかなと思いますが、よろしいでしょうか。

○横田委員 聞こえました。

○浅見委員長 すみません。それでは、生物多様性のほうで、お願いいたします。

○島田みどり自然課長 みどり自然課でございます。御意見ありがとうございます。

現在の施策方向、今後の施策、主な取組といった中と、あといろいろ長期的な目標の記述のその間というのでしょうか、県土としての保全であるとか、環境の機能性の確保、生物多様性にどうつながるかというような御意見だったかと思えます。

今の記述の中で、今いただいた意見をどういうふうにもうまく落とし込めるかについては、またちょっと検討させていただきたいというふうに思います。視点としては、この一つ一つの主な取組、施策の方向だけではない、もう少し県全体の生物多様性の確保についてのイメージというか、取組への方向性みたいなことの表現をどう入れるかということだと思えますので、その点検討させていただければというふうに思います。

以上です。

○浅見委員長 ありがとうございます。

もう一つは、そちらでよろしいですか。

○酒井水環境課長 水環境課です。

水循環といいますと、涵養するところから流れてきて使うところまで含めて非常に幅広いことになります。県のほうでも関係課が集まって、会議などを設けてもおりますので、その中で具体的に書けるものがあるかどうか、検討したいというふうに考えています。

以上です。

○浅見委員長 ありがとうございます。

グリーンインフラの推進みたいなニュアンスのものというのは、この中に入るのでしょうか。ちょっと読みとりにくいでしょうか。

○酒井水環境課長 そうですね。やはり埼玉県の場合、山地などもありますので、そういったものも含めて会議の中でやっておりますので、含められるものがあれば記載できるように検討していきたいというふうに考えています。

○浅見委員長 ありがとうございます。

このNext川の再生とかをもう少し説明していただくと分かるのかもしれないかなと思いますが、また引き続き御検討いただくということで、よろしく願いいたします。

それでは、横田委員、今のでいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○横田委員 長期的な目標が非常にぼんやりしていて、拾ってくるような形で施策を見つけるというのは、あまりよろしくないのではないかなというふうに思うのです。横断的な取組をすべきであるから長期的な目標を取りまとめているというふうに思いますので、もう少し長期的な目標の具体像が分かるような施策の取りまとめができるというのではないかなと、特に2番はそう思います。よろしく願いいたします。

○浅見委員長 ありがとうございます。

2番というのは、生物多様性のところということで。

○横田委員 はい、長期的目標の2番です。

○浅見委員長 長期的目標ですね。

○横田委員 恵みについてです。

○浅見委員長 恵み豊かな川に関してもと、今のような御指摘が当たるところがあるかと思えます。ぜひ長期的な目標をまず分かりやすくといいますか、遠い目標がちゃんとあって、それにどういったことがしていけるかというところを記述いただければというような御指摘かと思えますので、よろしく願いいたします。

あと、今チャットのほうに磐田委員から2点いただいております。読んでいただいてもよろしいですか。お時間ぎりぎりぐらいかもしれないのですけれども、1つ目はコメントで、2つ目もコメントということなのですけれども、ちょっと読んでいただいてもよろしいですか。

○磐田委員 時間も限られていると思いますので、2点目のほうだけちょっと確認なのですけれども、施策の方向9の(3)の1番のエネルギー利用に配慮したまちづくりの中が、ちょっとざっくりし過ぎていかなと。エネルギーが途絶えないまちづくりの推進というものに対して、この地域づくり、

人づくりというところがどういうふうにご貢献してほしいのか。ほかの項目だと、割と内容が分かるような表現で、細かく項目立てがされているので、ちょっとこの部分については重要なところだと思いますので、もう少し見ただけでも内容が分かるような項目立てというふうに変更していただくことも御検討していただければかなと思いました。もしコメント等ございましたら、いただけるとありがたいです。

○浅見委員長 最後の9の(3)の(1)のエネルギーが途絶えないまちづくりの推進という表現なのですが、これ災害対応ですか。災害に備えてなのかなと思ったのですがけれども、すみません、もう少し具体的に。

○安藤環境未来局長 では、私のほうから若干補足させていただきます。

ただいまのエネルギーが途絶えないまちづくりの推進という、新規ですけれども、これはまだ内容についてはいろいろ検討を進めているところですが、知事の公約の中の埼玉版スーパーシティプロジェクトというものでございます。具体的には先ほど事務局のほうから説明がありましたけれども、まちづくり、これから超少子高齢社会を迎えるに当たって、まちをコンパクト化していくということ、そのコンパクトに当たってはスマート技術、それからあとはレジリエンスを高めていくということが重要になってくるだろうという問題認識であります。

そのレジリエンスの一つの項目として、このエネルギーが途絶えないということが非常に重要になってくるという問題認識の下でここに書かせていただいているところでありますが、一方で委員のほうからのお話ありましたように、若干この名が体を十分に表し切れていない部分もあるのかなという点もありますので、今後、この表現につきましては関係各方面と調整をさせていただきながら、どのような書き方が、きっちり名が体を表すか相談をさせていただきたいというふうに思っております。御意見ありがとうございます。

○磐田委員 ありがとうございます。

○浅見委員長 ありがとうございます。

それでは、そろそろお時間になってまいりましたので、ほかにも御質問、御意見等おありになるかと思うのですが、追加の御意見ございましたら3月26日までに、金曜日までに事務局宛てにメールでお送りいただければということをお願いしたいと思います。

すみません。ちょっと最後に1つだけ、将来像のところの書き方とか、ひょっとしたら全体の目標の9分野と先ほどおっしゃっていたのですが、将来像の書き方とかもいろいろ御指摘ありましたので、また今度のときにその御提案をいただければと思いますので、もし御意見ありましたら事務局宛てにメールでお送りいただければと思います。

それでは、よろしいでしょうか。ほかに何か特にございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○浅見委員長 それでは、本日の委員会の議事を終了させていただきたいと思っております。

それでは、令和2年度第2回環境基本計画小委員会を閉会させていただきたいと思っております。

本日は、御協力ありがとうございます。進行を事務局にお返しいたします。よろしくお願いたします。

○司会（赤松） 議論ありがとうございました。

第1回及び今回の環境基本計画小委員会の内容につきましては、速やかに環境審議会の委員の皆様にも御報告させていただきたいと考えております。御了承ください。

次回、令和3年度になりますが、第1回の小委員会につきましては5月に開催を予定しております。日程が決まり次第、また御連絡をさせていただきます。よろしく願いいたします。

では、以上をもちまして令和2年度第2回環境基本計画小委員会を閉会させていただきます。お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後 3時57分閉会

会議のてん末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員長

印

署名委員

印

署名委員

印